



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第75号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則（規則第39号）

1 規則の概要

- (1) 平成22年度における子ども手当の受給資格の認定（以下「認定」という。）をする者（以下「認定者」という。）、認定に関する事務の取扱機関及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 子ども手当の支払は、職員の給与に関する条例の規定による給料の支給日に行うものとする事とした。（第3条関係）
- (3) この規則に定めるもののほか、必要な事項は、認定者が別に定めることとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

平成22年度における職員の子ども手当の支給に関する規則

（趣旨）

第1条 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により知事が行う子ども手当の受給資格の認定（以下「認定」という。）及び支給に関する事務の取扱いについては、法、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）によるもののほか、この規則に定めるところによる。

（認定者等）

第2条 認定をする者（以下「認定者」という。）、認定に関する事務の取扱機関（以下「認定事務取扱機関」という。）及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関（以下「支給事務取扱機関」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

職員の所属区分	認定者	認定事務取扱機関	支給事務取扱機関	
知事の事務部局	知事	本庁にあっては当該部又は局の主管課、地方機関にあっては知事が別に定めるところによる。	総務部人事課（特別会計に係る所属にあっては、当該給与の支給機関）	
労働委員会事務局	知事	労働委員会事務局		
島根海区漁業調整委員会事務局及び隠岐海区漁業調整委員会事務局	知事	当該事務局		
教育委員会	教育庁	教育長		教育庁総務課
	教育事務所	教育長		当該教育事務所
	埋蔵文化財調査センター	教育長	埋蔵文化財調査センター	
	学校以外の教育機関	教育長	学校以外の当該教育機関	
県立学校	教育長	当該県立学校		

市町村立学校	教育長	当該学校を所管する教育事務所
警察本部及び警察署	警察本部長	警察本部厚生課
人事委員会事務局	人事委員会事務局長	人事委員会事務局企画課
監査委員事務局	監査委員事務局長	監査委員事務局
議会事務局	議会事務局長	議会事務局総務課
病院局	病院事業管理者	県立病院課
		中央病院
		こころの医療センター
企業局	企業局長	本局総務課

(支払日)

第3条 法第7条第4項の規定による子ども手当の支払は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第5条の規定による給料の支給日に行うものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、認定者が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。